

○中国地方整備局告示第百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十八日

中国地方整備局長 戸田 和彦

第1 起業者の名称 島根県

第2 事業の種類 一般国道485号改築工事(郡バイパス・島根県隠岐郡隠岐の島町郡一宮ノ前地内から同町郡犬町地内まで)

第3 起業地

1 収用の部分 島根県隠岐郡隠岐の島町郡一宮ノ前、郡君垣、郡山神前、郡宮原及び郡犬町地内

2 使用の部分 島根県隠岐郡隠岐の島町郡君垣、郡山神前及び郡宮原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県隠岐郡隠岐の島町伊後ハウノ木畑地内から同町小路前田地内までの延長5,720mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道485号改築工事（郡バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事である。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び島根県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により島根県が管理を行うこととなる。

これらのことなどから、起業者である島根県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道485号（以下「本路線」という。）は、島根県隠岐郡隠岐の島町を起点

とし、同郡西ノ島町等を経由して、島根県松江市に至る総延長162.3km(海上区間2箇所含む)の幹線道路である。

本路線が通過する隠岐の島町は、島根半島の北東約80kmの海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島である島後の全域を占めており、県内最大の漁獲量を誇る水産業の盛んな地域であるほか、周辺の海岸全域は、大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海洋風景や歴史的な資産など多くの観光資源を有する地域である。

隠岐の島町内における本路線は、町内の中央を南北に縦断しており、地域住民の生活道路としての重要な路線であるとともに、観光及び産業などに大きな役割を担う主要幹線道路として機能している。また、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画において第二次緊急輸送道路に位置付けられており、防災上も重要な路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線の部分(以下「現道」という。)は、ほとんどの区間が車道幅員の狭小な1車線道路であるうえ、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が多く存在するなど線形も悪く、通行車輛の交互通行が困難な箇所もあるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

また、隠岐の島町郡地区の現道は、沿線に住宅及び店舗などが連坦し、さらに一部は、小学校及び中学校の通学路に指定されており、通学児童をはじめとする多くの地域住民が歩道のない1車線の道路を通行していることから、極めて危険な状況にある。

本件事業の完成により、線形の良好な2車線の道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、歩道の設置により、歩行者の安全な通行が確保されることから、本路線の主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間の周辺の土地において、現地調査や既存文献等を基に行われた起業者の調査によると、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき植物は確認されていないものの、動物について、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオキサンショウウオ等の生息あるいは、生息の可能性が確認されている。この結果に基づき起業者は、道路計画時において、オキサンショウウオ等へ及ぼす影響を最小限にしたルート選定や主要な生息環境である河川を橋梁構造で通過するなどの保全対策を講ずるとともに、工事施工前及び施工中に確認された場合は、必要に応じて個体の移設や濁水の流入防止等の保全措置を講ずることとしてお

り、本件事業による希少な動植物に与える影響は軽微なものと予測されている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、隠岐の島町教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的とし、道路構造令による第3種第3級の規格に基づき、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における代替案との比較については、バイパス一部現道利用ルート（以下「申請案」という。）と現道利用ルートについて検討が行われている。申請案と現道利用ルートを比較すると、申請案は、路線延長が短く周辺地域への利便性に優れること、また、構造物の延長は長い、施工性に優れ事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、主要幹線道路であるにもかかわらず、幅員狭小で線形不良箇所なども多く、歩道の整備もされていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、隠岐の島町の安全と活力ある島づくり協議会から本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県隠岐郡隠岐の島町役場